

# 令和7年度(2025年度)阿蘇世界文化遺産登録推進関西シンポジウム運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

今般、世界遺産暫定一覧表への記載に向け期待が高まる「阿蘇の文化的景観—カルデラ火山に展開した農業パノラマ」について、その価値や魅力を伝えるためのシンポジウムを大阪で開催し、「阿蘇」の価値及び世界文化遺産登録に向けた取組への理解を深めてもらい、「阿蘇」への来訪に繋げるとともに、「阿蘇」の世界文化遺産登録推進の機運醸成を図ることを目的とする。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務の名称

令和7年度(2025年度)阿蘇世界文化遺産登録推進関西シンポジウム運営業務委託

### (2) 業務の内容

別添【令和7年度(2025年度)阿蘇世界文化遺産登録推進関西シンポジウム運営業務委託基本仕様書】のとおり。

なお、この仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月19日(木)まで

## 3 企画提案内容

別添【令和7年度(2025年度)阿蘇世界文化遺産登録推進関西シンポジウム運営業務委託基本仕様書】のとおり。

## 4 委託料

13,500,000円を上限とする。

(上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案に当たっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。)

## 5 受託者の要件

次に掲げる要件を満たす法人等

- (1) 民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ①民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。
  - ②会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をされた者。

- ③県から指名停止の処分を受けている者。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。
- (7) 賃金不払いに関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (8) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。

## 6 受託者の選定方法

### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を受託候補者とする。なお、1者しか応募がなかった場合は、企画提案が基準点を上回れば、受託候補者とする。

### (2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定により単独見積とする。本契約は公募型プロポーザル方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積とする。

## 7 公募型プロポーザル方式への参加登録

### (1) 提出書類

- |   |     |
|---|-----|
| ① プロポーザル参加表明書（様式1）                                      | 1部  |
| ② 提出者の概要（会社概要等）がわかる資料                                   | 1部  |
| ③ 定款又は寄附行為（協議会等においては規約若しくはそれに類するもの）                     | 1部  |
| ④ 登記簿（法人格を有しない場合は、団体の目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類） | 1部  |
| ⑤ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書<br>又はこれらに類する書類             | 1部  |
| ⑥ 納税証明書   | 各1部 |
| (ア) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書                              |     |
| (イ) 県税に未納がないことの証明書                                      |     |

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する県税に未納がないことの証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

※ただし、熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されている者は、

③～⑥までを省略することができる。

※企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席が無い者については、辞退したものとみなす。

(2) 提出期限

令和7年(2025年)10月22日(水)17時まで。

(3) 提出先

本要領末記の提出先にメール、持参、または郵送にて提出すること。メール送信後は電話で受信確認をすること。また、容量が800MBを超える場合は、分割してメールを送信すること。

## 8 質問と回答

(1) 受付期間は、令和7年(2025年)10月22日(水)17時までとし、質問票(様式5)に記入の上、メールにより行う。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(2) 質問のあった事項については、参加表明書を提出した事業者全員にメールにて回答する。

## 9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書(様式2)	1部	} 正本1部 副本4部
② 企画提案説明書(様式3)	5部	
③ 企画提案書(様式自由)	5部	
④ 工程表(様式自由)	5部	
⑤ 提案事業に係る参考見積書	5部	
⑥ 誓約書(様式4)	1部	
⑦ 事業者の取組に関する申出書	1部	

(2) 提出期限

令和7年(2025年)10月28日(火)17時必着

(3) 提出先

本要領末記の提出先にメール、持参、または郵送にて提出すること。メール送信後は電話で受信確認をすること。また、容量が800MBを超える場合は、分割してメールを送信すること。

(4) 注意事項

提出書類は、A4版とする。

## 10 プレゼンテーションの日程

令和7年(2024年)10月30日(木)

熊本県庁防災センター 310会議室(予定)

※時間等の詳細は別途連絡いたします。(プレゼン時間は30分程度)

## 1 1 審査基準

下記の審査基準に基づき、厳正な審査を実施する。

評価対象	評価項目	評価のポイント	配点
企画力 (10点満点)	目的認識	業務の目的を理解し、目的を達成するための企画・内容になっているか。 【目的】 世界文化遺産登録を目指す「阿蘇」の価値や魅力を県外へ周知するために、大阪でシンポジウムを開催する。 また、シンポジウムの開催にあたり広報を行い、より多くの方に「阿蘇」の有する価値や魅力への理解を深めてもらい、「阿蘇」への来訪へ繋げるとともに、「阿蘇」の世界文化遺産登録推進の機運を醸成する。	10
事業内容 (75点満点)	<b>(1) シンポジウムの運営</b>		
	運営能力	シンポジウムの運営にあたり円滑な運営を行うことができるか。	10
	集客	会場参加者の集客が見込める独自の提案があるか。	15
	内容	阿蘇を知らない人が興味を惹く登壇者・戦略であるか。	15
	オンライン配信	配信内容について有効的に活用するため、シンポジウム開催以降も広く視聴してもらうための効果的な方策を講じているか。	5
	<b>(2) シンポジウムの広報</b>		
	媒体選定	県民・関西圏在住の方々幅広く「阿蘇」の価値を周知するために、効果的な媒体を選択しているか。	10
	内容	事業効果全体を高めるような情報拡散効果が見込める提案となっているか。	10
	技術力	提案内容を確実に実施するため、業務実施者は必要な専門知識、経験及び実績を有しているか。	5
	<b>(3) 当日配布資料の作成</b>		
内容	来場者の興味を喚起し、阿蘇への理解を深めるものになっているか。	5	
実施体制 (10点満点)	スケジュール	提案された内容のスケジュールは、計画的かつ現実的な内容となっているか。	5
	業務実績・ 人員体制	十分な業務実績があり、業務を運営・遂行するためのスタッフ対応等は十分か。	5
事業者の取組に関する申出書 (5点満点)	評価項目・申出内容に該当する項目が1つにつき1点。最大5点まで加点する。		5
合計点数			100

## 1 2 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1) 本プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合

## 1 3 費用弁償

本プロポーザルに係る費用は、参加者負担とする。

## 1 4 結果の通知・公表

本プロポーザルの結果は、採用、不採用にかかわらず、後日、書面で通知する。最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、熊本県ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受付けない。

## 1 5 日程（予定）

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| (1) 参加表明書等提出期限   | 令和7年（2025年）10月22日（水）     |
| (2) 質問受付期限       | 令和7年（2025年）10月22日（水）     |
| (3) 企画提案書等提出期限   | 令和7年（2025年）10月28日（火）     |
| (4) プレゼンテーション    | 令和7年（2025年）10月30日（木）（予定） |
|                  | ※時間等、詳細については別途通知         |
| (5) 企画提案事業者の決定   | 令和7年（2025年）10月31日（金）（予定） |
| (6) 見積書徴取、業務委託契約 | 令和7年（2025年）11月5日（水）（予定）  |
| (7) 業務完了期限       | 令和8年（2026年）3月19日（木）      |

## 1 6 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (5) 企画提案の公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (6) 契約の相手方が、必要な契約条件に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (7) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「受託者の要件」に規定する参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことができる。

### 【提出先、お問合せ先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1

熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局

阿蘇草原再生・世界遺産推進課（行政棟本館6階）

担当：清家

電話：096-333-2153（直通）

Eメール：asekai@pref.kumamoto.lg.jp